財政状況等一覧表(平成19年度)

団体名 田 子 町

(百万円)

	(H / J 1 /
標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
2,802	149

1 一般会計等の財政状況

(五五四)

· /20-22-H1 13 17 /	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						(ロカロ)
会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	備考
一般会計	4,042	3,944	98	74	6,987	122	基金から103百万円繰入
学校給食センター特 別会計	32	32	0	0	0	0	
ケーブル・プラザ特別 会計	118	118	0	0	0	0	
一般会計等	4,192	4,094	98	74	6,987	122	基金から103百万円繰入
-				(1)	(2)	(3)	

(百万円) (財産区) 地方債 形式 実質 会計名 歳入 歳出 備考 収支 収支 現在高

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円、%)

- · Ø/1 • / 13/3/2	- HI 7						— HIII—		- /	(日 <i>刀口、%</i> 0)
A = 1 /5	総収益	総費用	〈法適用以外〉	純損益	企業債(地方	債)現在高	〈法適用企業〉	〈法適用企業〉	〈公営企業〉	144 44
会計名	(歳入)	(歳出)	形式収支	(実質収支)		うち一般会計 繰入見込額	資金不足 •剰余	累積欠損金	資金不足 比率	備考
水道事業特別会計	184	178	_	6	1,210	0	91	0	_	法適用企業
国民健康保険事業勘	(歳入)	(歳出)		(実質収支)						甘みから50五七四紀1
定特別会計	1,110	1,049	61	61	0	0	_	_	_	基金から50百万円繰入
国民健康保険町立田子診療所及 び介護老人保健施設事業特別会	(所以ノヘ)	(歳出)		(実質収支)						
計	698	682	16	16	40	30			_	
介護保険事業勘定特 別会計	(歳入) 800	(歳出)	34	(実質収支) 34	0	0				基金から16百万円繰入
<u> </u>	(歳入)	766 (歳出)	34	(実質収支)	0	U				
定特別会計	(成八)	16	1	(美貝収文)	0	0	_	_	_	
老人保健特別会計	(歳入)	(歳出)	-	(実質収支)						
七八休陛付別云司	756	776	△ 20	△ 20	0	0	_	_	_	
計				92		30	91			
				4		(5)	6	=		

- (注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。 2 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「総純益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 - 3 資金不足及び累積欠損金は負数(Δ)で表示している。また、資金不足・剰余欄については、資金不足がなく、流動資産が流動負債を上回る場合においてはその額を正数(プラス)で表示している。
 - 4 「実質収支」及び「資金不足・剰余」は、それぞれ「解消可能資金不足額」差引後の数値で表示している。

【参考】連結実質収支	257	(百万円)	連結実質赤字額⑦	_	(百万円
※上記1「普通会計·実質収	支」①+上記2「実	質収支」合	計額④+上記2「資金不足・剰余」合計額⑥		

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

	//\ d= 44	w ab m		√ +.1□ ++		A alle falls / LilL	/#**n	04 14 ET A 48				(Д/31/10/
組合名	総収益		〈法適用以外〉			企業債(地方		〈法適用企業		〈法適用企業〉		備考
	(歳入)		形式収支	(実質収支)	うち当該団体 負担見込額		うち当該団体 負担見込額	資金不足 ・剰余	うち当該団体 負担見込額	累積欠損金	資金不足 比率	1佣-5
青森県市町村総合事	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
務組合	872	846	26	26	0	0	0	_	_	_	_	
青森県市町村職員退	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
職手当組合	16,444	16,442	2	2	0	0	0	_	_	_	_	
三戸郡町村会館管理	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
組合	21	20	1	1	0	0	0	_	_	_	_	
八戸地域広域市町村	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
圏事務組合	9,043	8,877	166	166	0	6,678	7		_	_		
青森県交通災害共済	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
組合	233	214	19	19	0	0	0		_	_		
三戸郡福祉事務組合	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
	703	662	41	41	0	238	19	_	_	_	_	
青森県後期高齢者医	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
療広域連合	785	688	97	97	0	0	0	_	_	_	_	
三戸地区環境整備事	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
務組合	235	227	8	8	0	36	8	_	_	_	_	
三戸地区塵芥処理事	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
務組合	653	630	23	23	0	772	154	_	_		_	
田子高原広域事務組	(歳入)	(歳出)		(実質収支)								
合	29	26	3	3	0	66	51		_	_	_	
計							000					
					0		239		0			
					8		9		10			

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

法人名	経常損益		資本又は正味財産	当該団体か	当該団体か	小铁田什么	1 14 88 86 0		当該団体か	当該団体か	
	(千円)		(千円)	らの出資金 (千円)			11 - 6 6-	うち当該団体 負担見込額	らの債務保証に係る債務残高	らの損失補	備考
田子町土地開発公社		0	12,185	10,000	0	0	0	0	0	0	H19.6.29解散

【その他の第三セクター等	等】						W.	(百:	万円)
法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体か らの損失補 償に係る債 務残高	うち当該団体 負担見込額	備考	
(社)田子町農村振興 公社	12,682	△ 37,569	30,000	21,080	0	0	0		
(財)にんにくネットワー ク	2,933	24,931	20,000	0	0	0	0		
(財)田子町にんにく国 際交流協会	46,572	508,736	9,000	3,739	0	0	0		
計							0		

【公的信用保証、制度融資等に係る損失補償】	(12)	(百万円)
公的保証機関名又は制度融資等名	当該団体か らの損失補 償に係る債 うち当該団体 務残高 負担見込額	備考
計		
	(13)	•

5 財政指数及び健全化判断比率

[財政再生基準]

(1)財政指数				(百万円、%(財)	政力指数を除く))
標準財政規模(A) (臨時財政対策債 発行可能額含む)	2,802	財政力指数	0.216	経常収支比率	99.1
実質収支比率	2.65	連結実質収支比率	9.17		

(2)健全化判断比率 (%) 連結実質赤字比率 実質公債費比率 24.6 将来負担比率 190.3 実質赤字比率 (15.00) (20.00) (25.0) [早期健全化基準] [早期健全化基準] [早期健全化基準] [早期健全化基準] (350.0)

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数(プラス)で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は「一」と表示している。

(40.00)

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

一般会計等の実質収支① 実質収支(赤字)比率 = 標準財政規模(A)

(20.00)

公営企業以外の特別会計及び法非適 一般会計等の実質収支① +

法適用公営企業の資金不足額 用公営企業の実質収支の計④ 及び資金剰余額の計 ⑥

(35.0)

連結実質収支(赤字)比率 =

[財政再生基準]

標準財政規模(A)

[財政再生基準]

充当可能財源等(C) 将来負担額(B) 将来負担比率= 標準財政規模(A) 算入公債費等の額(D)

> ·将来負担額= ②+③+⑤+退職<u>手当負担</u>見込額+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+①+⑫ 1,460 (百万円)

(百万円) 基準財政需要額算入見込額 4,387 (C)

0 (百万円) 4,166 (百万円)

(百万円) ・算入公債費等の額= 464 (D)

(百万円)

8,838 (B)

[財政再生基準]

6 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1)健全化判断比率等の分析

(17	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	ı	平成19年度決算においては実質赤字は生じていませんので、実質赤字比率の表記に ついては実質赤字額がないことを示す「-」となっています。
②連結実質赤字比率	ı	本町における各会計の収支状況は前記「2 特別会計の財政状況」で示したとおりであり、老人保健特別会計は赤字を生じているものの特別会計全体では赤字は生じていませんので、連結実質赤字比率についても実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「一」となっています。
③実質公債費比率	24.6%	平成19年度決算における実質公債費比率は24.6%(19年度単年度比率は21.8%)となっており、早期健全化基準(25.0%)を若干下回っている状況にあります。比率を押し上げている主な要因は平成4年度から13年度にかけて実施した大規模事業に係る公債費の償還額が大きいことが揚げられますが、公債費残高及び償還額とも年々減少傾向にありますので、今後の比率は減少する見込みとなっています。
④将来負担比率	190.3%	平成19年度決算の将来負担比率は190.3%と健全な値を示しています。今後も公債費 残高等が減少傾向にありますので、比率は減少する見込みとなっています。
⑤資金不足比率		
水道事業特別会計	_	本町において公営企業会計に分類される会計は水道事業会計がありますが、剰余金 (黒字)が発生している状況にあるため、資金不足比率の表記にいては実質赤字比率の 表記と同様に資金不足額がないことを示す「一」となっています。

(注)1「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「一」と表示している。 2「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「一」と表示している。

(2)今後の対応方針

平成19年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」未満となっていますが、特別会計の中には赤字が生じている

会計がありますので、的確な歳入歳出額の把握に努め、赤字が生じないようにする必要があります。 また、実質公債費比率については、18%以上であることから地方債の協議制度の下で「許可」が必要な団体となっていますので、公債費 負担適正化計画に掲げる方策を着実に実施し、比率の改善を図る必要があります。